

2022年5月11日

意見書

東京都立大学法学部教授 木村草太



第1 はじめに

本件は、映画製作会社である原告が、その製作映画（以下、本件映画）について、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、被上告人（被告・控訴人））に対して、平成31年度の文化芸術振興費補助金に係る助成金について、内定を得た上で申請をしたところ、不交付決定された事例である。

原審は、結局のところ「本件映画に本件助成金を交付すれば、控訴人が主張するとおり、観客等に対し、『国は薬物犯罪に寛容である』、『違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる』という誤ったメッセージを控訴人が発したと受け取られ、薬物に対する許容的な態度が一般的に広まり、ひいては、控訴人が行う助成制度への国民の理解を損なうおそれがある」と認定でき、この認定は本件処分を適法とする根拠となる、という論理に依拠して結論を導いている。

この論理が妥当なのかを検討してみたい。

第2 映画のキャスティングと映画表現

まず、重要なのは、被上告人（被告・控訴人）が本件助成金の不交付決定をした理由は、映画製作者の申請書の不備や虚偽申請ではなく、映画のキャスティングの内容だという点だ。

映画は、現代における重要な表現の手段であり、「表現の自由」を保障する憲法21条1項でも保護される。ただし、もちろん、映画の製作に至るすべてのプロセスが表現行為として保護されるわけではない。例えば、ロケ先での食事の手配や、控室での製作者同士の雑談は、「映画の内容」として映画表現の一部と認定されるわけではない。一見すると、どの俳優をどの役に配役するかの判断も、映画内の台詞の文言や、映像の中身と異なり、表現行為でないようにも見える。

しかし、同じ役、同じ台詞であっても、どのような俳優が演じるかで、表現の内容は大きく変わってくる。それゆえ、映画のキャスティングは、「脚本家の台詞の執筆」や「俳優の演技」と同様、映画表現の重要な要素である。映画監督やプロデューサーは、俳優の演技の質や年齢・容姿はもちろんのこと、現場でのコミュニケーションの力や当人が持つ社会的イメージなどを総合的に判断し、誰が最もこの役に相応しいかを考え、キャスティングする。

今回問題となっている「薬物犯罪の有罪歴」は、キャスティングに際し、考慮すべき一つの事情ではある。しかし、映画の専門家は、有罪歴の有無を、唯一絶対の基準とは考えていないだろう。例えば、事例に応じて、「事案の悪質さが鑑賞者に与える影響を考え、出演シ

ーンを別の俳優で撮りなおす」と判断することもあれば、「余人をもって代えがたい演技である一方、当人の反省・治療への取り組みやその後の社会貢献活動を踏まえると、観る人は冷静に鑑賞してくれると判断できるから出演シーンはカットしない」と判断することもあり得る。

このように、キャスティングは、形式的な基準を当てはめれば機械的に答えが出るようなものではなく、表現者たる映画製作者が、様々な要素を考慮して行う表現行為である。

第3 表現内容の適否の審査のありよう

そうすると、本件不交付決定は、被上告人（被告・控訴人）が、芸術表現の内容を理由に、芸術表現のための補助金の不交付を決定したものと認定できる。

この点、芸術表現の内容に着目して、その内容の適否や美学的判断を行うには、専門的な判断が必要となる。被上告人（被告・控訴人）は、映画表現の専門家ではない。振興会において、映画表現の専門家の観点から判断を行うのは、専門委員会の職責である。にもかかわらず、本件不交付決定は、映画表現の専門家からなる専門委員会の審議を経たものでもない。

もちろん、不交付決定にもさまざまなものがあり得る。専門委員会の判断を経ていないことが、直ちに不交付決定の手続的瑕疵となるわけではないだろう。例えば、単純な書類の不備や、申請内容の虚偽の有無は、芸術専門家の観点から判断すべき事柄ではなく、専門委員会の審議なしに、こうした理由で公益性が欠けるとして不交付決定を行うことも違法ではない。映画の内容が申請と全く異なる政治宣伝や宗教布教のためのものになっていた、などという事例でも、申請内容の虚偽または大幅な変更という点を理由に、公益性の観点から不交付決定を行うことができるかもしれない。

しかし、今回の不交付決定は、芸術表現の内容それ自体を理由とする。とすれば、専門委員会の判断を経ていない点は、重大な瑕疵を構成するといってよい。

第4 本件映画は国からのメッセージか

この点、被上告人（被告・控訴人）が、専門委員会の審議を経ずとも、映画表現の内容の適否を判断できるとする根拠は、交付決定をすれば「観客等に対し、『国は薬物犯罪に寛容である』、『違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる』という誤ったメッセージを控訴人が発したと受け取られ」るというものだった。つまり、被上告人（被告・控訴人）が、補助金を交付することは映画表現の発信者の一人に加わることだから、映画表現の内容を理由に補助金不交付決定を行ってもよいということだ。

しかし、この理由付けには重大な問題がある。本件補助金の交付を受けたとしても、映画表現は、映画監督や俳優、各スタッフら映画製作者の名義であり、その表現から生じる賞賛も責任も映画製作者に帰属する。薬物犯罪を行った俳優をキャスティングしたことについては、もちろん批判が生じるだろうが、その責任はあくまでキャスティングをした者にある。

本件映画は、被上告人（被告・控訴人）の名義でも著作物ではなく、被上告人（被告・控

訴人)は、その映画が発する様々なメッセージの送り手ではない。

仮に、補助金を交付した場合、その映画は、補助金交付者を名義に含む表現だと認定されるとなると、被上告人(被告・控訴人)は、補助金を交付した映画が発するすべてのメッセージに責任を負うことになる。例えば、俳優の犯罪歴とは別に、映画の中に、薬物や暴力を称賛するかのような内容が含まれていた場合、それは被上告人(被告・控訴人)のメッセージでもあると認定するなら、被上告人(被告・控訴人)は、補助の対象映画の脚本や映像表現の内容にも深く関与せざるを得なくなる。そうなれば、補助をうける映画製作者は、自由な表現ができなくなるし、被上告人(被告・控訴人)も、過剰な責任と業務を担わざるを得なくなるだろう。

被上告人(被告・控訴人)の本件補助金における責任は、芸術専門家が芸術性が高いと判断した作品に補助を行うことであり、対象の映画を通じて社会にメッセージを発信することではない。

したがって、そもそも、本件で問題となったキャスティングから、被上告人(被告・控訴人)自身が「国は薬物犯罪に寛容である」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる」というメッセージを発したものと認定することはできない。キャスティングの責任は、あくまで映画製作者にあり、それに対する批判を受け止めるべきも映画製作者である。

控訴審判決の認定は、映画製作者の責任を、被上告人(被告・控訴人)に転移させ、担えるはずのない責任を担わせようとする論理に基づくもので、到底、妥当とはいがたい。

第5 薬物犯罪の防止と国の責任

もちろん、国は、薬物犯罪の防止のために重大な責任を負う。しかし、薬物犯罪防止のために、制裁や自由の制限を行う場合には、法律の根拠が必要だ。有罪判決を受けた者が映画に出演することを禁止していないのが問題なら、それは、薬物犯罪を処罰する法律にそうした付加刑規定を設けるなどして対応すべきだろう。仮に、本件で、国が有罪判決を受けた俳優が映画に出演することを放任することが妥当でないと判断するにしても、本件補助金を交付することではなく、付加刑などの規定を整備していないことを批判すべきである。

第6 おわりに：本件のポイント

以上をまとめると次のようになる。

まず、本件映画の映画表現における功績や責任は、すべて映画製作さんに帰属する。他方、本件不交付決定は、被上告人(被告・控訴人)が本件映画の映画表現の発信者の一人だという誤った認識に基づき、キャスティングという映画表現の内容の重要な構成要素を理由としている。これは妥当な判断とはいがたい。

上告審においても、次のポイントを踏まえた判断がなされるものと思われる。

- ① キャスティングが脚本の内容や俳優の演技内容と同様に、映画表現の内容である。
- ② 本件不交付決定は、キャスティングという映画表現の内容それ自体を理由としている。
- ③ 映画表現の内容が芸術的観点から価値を持つか否かは、専門委員会でないと判断できない事柄である。
- ④ 本件映画の名義はあくまで映画製作であり、本件映画は被上告人（被告・控訴人）のメッセージを社会に発信する性質を持たない。
- ⑤ 本件で問題となったキャスティングの責任は、あくまで映画製作者が負うべきものであり、被上告人（被告・控訴人）が負うべき性質のものではない。

この①～⑤のポイントが無視されれば、被上告人（被告・控訴人）は、これまでの制度が想定していたのとは比較にならないほど、作品の表現内容に深く関与せざるを得なくなる。そのような判断は妥当ではない。

そして、誤った理由で、補助金の不交付を決定したのだから、それは、交付決定を受けた他の受給者との間で不合理な区別であり、平等権侵害として憲法 14 条 1 項違反である。

また、特定の表現内容を理由に、そのような表現を排除する目的で、補助金の不交付を決定したのであれば、表現の自由を保障する憲法 21 条 1 項の趣旨に反する行為でもある。補助金に関する関連規定は、憲法 21 条 1 項の趣旨をよりよく実現するように解釈されるべきであり、本件不交付決定はそのように理解されたもろもろの補助金の根拠規定に違反しているとも評価されよう。

以上